

## 2019年度国民体育大会ブロック大会 助成対象経費基準表

平成31年4月26日

補助対象科目	補助金の対象	補助金の限度額(上限)	執行時の注意事項	提出する証拠書類	備考
(1)謝金	医師 看護師 競技役員・審判員 補助員	50,000円/日・名 12,000円/日・名 9,000円/日・名 1,000円/日・名	≪謝金に関する規程がある場合≫ ・各団体の規程により執行する。 ≪謝金に関する規程がない場合≫ 下記金額を基準とし執行することができる。 ・医師 15,000円/日・名 ・看護師 5,000円/日・名 ・競技役員、審判員 2,000円/日・名 ・補助役員 1,000円/日・名	・領収書(または銀行振込伝票) ※訂正する場合は、受領者本人の訂正印を捺印すること。 ・各団体の諸規程 ※各団体の規程により執行した場合は、その根拠規程を添付すること。	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入の上、捺印すること。 ・源泉徴収を行うこと。 ※源泉徴収については所管税務署の指導に基づき処理すること。 ・補助金の限度額(上限)を超えた場合は、超過分を対象外とする。 ・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 ・補助役員の証拠書類については、学校の顧問などが一括受領しても対象経費とする。
(2)交通費	競技役員・審判員 ・医師・看護師の 交通費	実状に応じた必要な額	≪交通費に関する規程がある場合≫ ・各団体の規程により執行する。 ≪交通費に関する規程がない場合≫ ●公共交通機関を利用した場合 ・鉄道賃、高速バス代(路線バスは除く)の実費を支給することができる。 ●車賃を支給する場合 ・20円×距離を支給することができる。 ●その他の場合 定額により下記のとおり支給することができる。 居住地または勤務地が競技開催の市町と ・同一の役員 500円/日・名 ・隣接している役員 1,000円/日・名 ・上記以外の役員 2,000円/日・名	・領収書(または銀行振込伝票) ※訂正する場合は、受領者本人の訂正印を捺印すること。 ・各団体の諸規程 ※各団体の規程により執行した場合は、その根拠規程を添付すること。	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・公共交通機関を利用する場合は、業者の発行する領収書を添付すること。 ・車賃を支給する場合、その他の場合の領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入の上、捺印すること。 ・車賃は旅費起点(勤務地、自宅)から会場地までの往復距離を対象とする。 ・対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 ・補助員の交通費は対象外とする。
(3)宿泊費	競技役員・審判員 ・医師・看護師の 宿泊費	16,000円(税別)/日・名	16,000円(税別)を上限とし、実費を補助対象とする。	宿泊施設が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・補助金の限度額(上限)を超えた場合は、超過分を対象外とする。
(4)食糧費	競技役員・審判員 ・医師・看護師・補助員の弁当代	実費		業者が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。
(5)会議費	大会運営関係者	実費		業者が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・大会開催に必要な会議に係る経費を対象とする。 ・会議の出席に係る旅費は対象とする。ただし、謝金は対象外とする。
(6)通信費	文書発送に係る郵券代及びファクシミリなどの送信料	実費		業者が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。

補助対象科目	補助金の対象	補助金の限度額(上限)	執行時の注意事項	提出する証拠書類	備考
(7)消耗品費	事務用品、資料のコピー代、競技会開催に必要な消耗品	実費		業者が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。
(8)借上費	競技会開催に係る会場使用料及び用具借上料	実費		施設所有者(管理者)が発行する ・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの ※使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。 ・領収書(または銀行振込伝票)	・開閉会式、競技会に係る会場使用料を対象とする。 ・証拠書類の宛名は競技団体名とする。(減免の関係で競技団体名以外の証拠書類は対象外とする。) ・証拠書類は、「使用月日」及び「ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 例:「但し、平成〇年〇月〇日、国体ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」 ・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。 ※明細が不明な場合は対象外とする。 ・光熱費(冷暖房代)は対象とする。
(9)運搬費	競技用具運搬等に係る運送費	実費		業者が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・自家用車を利用して運搬する場合は、燃料費(ガソリン代)の領収書、高速道路使用料の証明書などを添付すること。 ・自家用車の提供者への謝金は、競技役員の謝金として取り扱うこと。
(10)看板作製費	競技会会場に設置する看板作製費	実費		業者が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。 ・看板作製に係る材料費も対象とする。
(11)その他	実行委員会が特別に認めた経費	実費		業者が発行する領収書	・証拠書類の宛名は競技団体名とする。